

奈良県部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十六号

奈良県部設置条例の一部を改正する条例

奈良県部設置条例（平成七年三月奈良県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中 「健康福祉部
医療政策部」 を「福祉医療部」に改める。

第四条を次のように改める。

（福祉医療部の所掌事務）

第四条 福祉医療部の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 社会福祉に関すること。
 - 二 社会保障に関すること。
 - 三 医療に関すること。
 - 四 健康づくりに関すること。
 - 五 公立大学法人奈良県立医科大学に関すること。
 - 六 地方独立行政法人奈良県立病院機構に関すること。
- 第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条から第九条までを一条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。